

平成 26 年 (ワ) 第 29256 号 損害賠償請求事件

原 告 阿 部 宣 男

被 告 松 崎 参

準 備 書 面 (20)

平成 29 年 9 月 5 日

東京地方裁判所民事第 37 部合議 A 係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信



同

中島 広



同

永里 桂太郎



同

細川



同

本田 麻奈弥



同

渡邊 彰



原告訴訟復代理人弁護士

石原 敬



第1 訴状第4で指摘した累代飼育に関する名誉棄損行為の真実相当性に対する反論（原告準備書面（18））の補充

1 本件記事2：平成26（2014）年6月11日ブログ（甲3・8頁）

（1）表現行為

被告は、平成26年6月11日、自身のブログ「板橋区のいたる所にいたるがいたよ～松崎いたるの日々雑感」において、自身の同月6日に行われた板橋区議会本会議での一般質問での質問を引用し、以下の文章を投稿した。

『Q 「持ち込み」について、「むし企画」ルート、「神社」ルートを含め、調査をすすめていただきたいのですが、いかがですか？

懲戒免職をされた元職員は、これまで多くのウソを言ってきました。

クロマルハナバチのフェロモンに抗菌作用があり、ホタルと共生関係にあるとの話には、何の学術的根拠もありません』（以下、「本件記事2」という。）

当該表現は、ホタル館における累代飼育について否定的な意見を示すとともに、「原告がたくさんのウソを言ってきた」とし、その一例として、原告は、「クロマルハナバチのフェロモンには抗菌作用があり、ホタルと共生関係がある」との事実はないのにすると「ウソを言って」いたという事実を指摘したものと評価できる。

（2）人格攻撃であり名誉毀損が成立すること

ア 本件で、原告は、既述（原告準備書面（7）4～8頁）のとおり、原告は、ホタル館で、ホタルを飼育するにあたり、クロマルハナバチの生育環境等の観察を通して、クロマルハナバチの飼育により得

られる用土がホタルの飼育に活かせることを実践的に発見し(なお、かかる原告の知見についての詳細は原告準備書面(11) 7~8頁。),これをホタル飼育に活かし、実際に、ホタル飼育に使用するろ過材(「水質調整剤」や「水質調整ろ材(エーハイサブストラット)」)の節約に貢献し成果を上げていた。

そして、かかる経費削減の成果を上げていたことについては、板橋区も明確に認めているものである(甲145の23頁。なお、原告に対する板橋区の敵対的姿勢が明らかになった後、板橋区側に立った原告の元直属の上司であった職員さえも、板橋区からの聞き取り調査で明確にその成果を認めていたものである(甲144の5頁))。

これに対して、被告は、「クロマルハナバチのフェロモンには抗菌作用があり、ホタルと共生関係がある」という事実について、単に「学術的な証明」がなされていないということのみを挙げて否定する。

イ しかしながら、原告の当該知見は、上記のとおりホタル館における長年の取り組み、実績に裏打ちされたものである。

したがって、仮に、かかる実績に裏打ちされた知見が誤りであると主張するのであれば、単に「学術的な証明」がないことを指摘するのではなく、かかる知見が誤りであることについて「学術的に証明」されていることを主張するべきである。

この点、被告から、原告の当該知見を「学術的な証明」をもって明確に否定する根拠は何ら示されていない。

ウ また、被告の表現については、単に、原告の知見を否定するに足りる根拠がないだけにとどまらず、原告に対して「たくさんウンを言って」きたとし、嘘つきと決めつけているもので、さらに悪質である。

学術的に未証明で科学的な機序が解明されていない知見であっても、実践的に有用なものとして現実社会で利用され、受け入れられている知見はありうるし、それが、後に科学的に証明されることもありうる。

そのような科学的に未解明な知見について、実践的に利用し実際に有用性を認識した上で公に説明することは、「ウソを言う」こととは全く意味合いが異なるもので、後者は、個人に対する明確な人格攻撃である。

ある知見について、「科学的に根拠がない」とか「科学的に誤っている」との表現であれば、その知見の科学的な確からしさの問題であって、科学的な論争の範囲内であるが、「ウソを言う」というのは、単に、その知見を述べた個人の人格を問題として攻撃するものであるからである。

エ この点、被告による本件記事2は、原告がクロマルハナバチの生態観察を通して得た「クロマルハナバチの飼育を通して得られる用土は抗菌性が強くホタル飼育に活かせる」という知見について、単に「科学的に根拠がない」とか「科学的に誤っている」というのではなく、明確に「多くのウソを言った」ということの一例として挙げている。

かかる表現は、知見の科学的な確からしさの問題とするのではなく、単に原告の人格を攻撃するもので、社会的評価を低下させるものであり、「公正な論評」や「真実性または真実相当性がある」として正当化されるべくもなく、名誉毀損が成立することは明らかである。

2 本件記事3：平成26（2014）年6月7日ツイッター（甲2・3頁）

(1) 表現行為

被告は、同日、「@konamih」というアカウントの「こなみひでお」という人物が投稿した「阿部宣男氏の博士論文を下敷きにした著書はヤフオクで100円ぐらいで買って読んでみたけど、あまりのひどさに、こんな人と自分が同じ理学博士なのかとがっくり来たもんだ。」という文章に対し、リツイートする形で、「指導教授はホタルのせせらぎづくりをする会社を設立し、阿部氏がその会社に利益供与していました」と発言した。

さらに、被告は、上記の被告のリツイートに対し、「こなみひでお」という人物が「なるほど、稻垣輝美氏ですね。よくわかりました。」というさらなるリツイートについて、特にコメントは付さずにリツイートし、被告自身の発言も含めて上記の一連の発言を発信した（以下、一連の発言を「本件記事3」という。）

この表現行為は、原告の執筆したホタル飼育に関する博士論文の内容の「あまりのひどさ」を強調して否定し、原告が、指導教官の稻垣輝美氏（稻垣「照」美氏の誤りと思われる）の設立したホタル累代飼育の特許に基づくせせらぎを製作する会社に、利益供与していたという事実を摘示したものである。

そして、原告が長年実現してきたホタル累代飼育を否定し、あたかも原告が指導教官の会社に金品の供与をし、金儲けのために累代飼育を行っていたことを印象付け、社会的評価を低下させたものである。

(2) 被告の主張

被告は、準備書面（2）において、社会的評価の低下がないこと、政治的言論であること、公益を図る目的で表現したこと、ホタル累代飼育はなされていなかったこと、なされていなかったと信じるにつき相当な理由がある等を繰々述べて名誉棄損が成立しないことを主張する。しかし、本件記事3に対する個別具体的な反論はない。

(3) 名誉棄損が成立すること

この点、原告の社会的評価の低下があること、被告の表現行為が政治的言論として認められるものではないこと、公益を図る目的でなされたものではないこと、ホタル累代飼育が実施されていたこと、ホタル累代飼育が実施されていなかったと信じるにつき相当な理由がないこと等については、原告準備書面（2）、（8）、（18）で主張したとおりである。

これに補足して、以下では、原告の博士論文の指導教官である稻垣照美助教授（当時）が設立した会社（稻垣照美氏が2003年～2009年まで代表取締役を務めていた有限会社ルシオラと解される）に「利益供与をしていた」という事実が真実でないこと、真実であると信じるにつき相当な理由もないことについて述べる。

ア 利益供与の事実は存在しない

まず、一般読者の普通の注意と読み方を基準として、「利益供与」という言葉から想起されるイメージは、財産上の利益の供与、すなわち、金品の授与を行った、というものである。これは、会社法120条において、株式会社が何人に対しても、株主の権利の行使に関して、財産上の利益の供与を行うことを禁止しており、いわゆる総会屋に対する金品の授与の防止を図っていることからも、裏付けられる。

しかし、原告は、有限会社ルシオラに対して、財産上の利益、金品の供与をしたことは一切ない。このようなことを示す証拠もなく、もちろん被告からも提出はない。

イ 有限会社ルシオラを紹介したにすぎない

板橋区の特許権を利用してせせらぎを製作したいという希望者がおり、その希望を実現させる過程において、濾材等の材料や製作にかかる人員が必ず必要になることから、原告は希望者に対して、かかるニーズを満たす企業である有限会社ルシオラがあることを紹介したにす

ぎない。もとより、板橋区ではこうしたニーズを満たすことはできないことから、他の企業体が必要であることは認識されていた。そして、営利追求の一民間企業よりも、茨城大学のベンチャー企業などのほうが、社会貢献度が高く信頼性も高いので望ましいという話があり、有限会社ルシオラが設立されたものである。したがって、せせらぎを実際に製作するという段階において、有限会社ルシオラが紹介されることは、板橋区と原告との間で共通の理解としてあったものである。また、基本的に有限会社ルシオラでしか購入できないホタル飼育に適した滤材があったことも事実である。

ウ 原告は支払いに全く関与していない

いかに原告が有限会社ルシオラを紹介しても、実際に事業の契約を締結するのは、有限会社ルシオラとせせらぎ制作を希望する者であり、有限会社ルシオラは、その者から支払いを受ける。そして、原告は、有限会社ルシオラの社員でも役員でも顧問でもなく、その契約の成立の有無を左右するものではない。したがって、原告が、板橋区の特許権を使用してせせらぎの制作を希望する者に対して、有限会社ルシオラを紹介したことによって、財産上の利益の供与、金品の提供を意味する「利益供与」と言及されるべきものではない。

エ 板橋区による懲戒解雇の不当性に対する記者会見及び提訴

被告は、準備書面（3）において、不正に関する抗弁として、「『平成23年度多目的グランド脇ホタル水路整備委託』において、有限会社ルシオラを紹介して施工させることにより、同事業者に6,594,000円の利益をもたらしている（乙7）」と主張する。本件記事3に対する抗弁として主張されているものではないが、念のため、この主張に対して反論する。

この事業に関して、原告が有限会社ルシオラを紹介したことは事実であるが、上記の通り、その紹介行為をもって「利益供与」と言及さ

れるべきものではない。なお、2014年4月3日には、原告及び代理人弁護士渡辺彰悟が記者会見を開いて、同年3月28日になされた懲戒処分が不当であることについては、様々な資料を提供して説明していた（甲31）。また、この懲戒解雇処分に対して提訴することを明らかにしていた（甲177）。したがって、被告は、本件記事3以前に、この点についての批判的情報に接していたのであり、一方当事者である板橋区からの情報のみを鵜呑みにすべきではなかった。なお、本件懲戒解雇処分の取消訴訟は、2014年6月5日に提訴され、2017年3月28日に、懲戒処分の取消し、定年退職に伴う退職金の満額支給、解決金の支給等を認める原告の勝訴的和解として終結したものである（甲194）。

（4）まとめ

以上から、本件表現行為3について名誉棄損が成立することは明らかである。

第2 別表について

訴状「第4ホタルの累代飼育について」および「第5『不正』に類する事実指摘による名誉棄損」並びに平成27年4月9日付請求の変更の申立「(3) ホタルの累代飼育についての名誉棄損行為」記載の各表現行為に関し、これまでの双方の主張整理をまとめた別表を本準備書面に添付する。

以上